



今年は、関東甲信地方で観測史上最も早く、6月29日に梅雨明けが発表されました。例年より長い夏となりますが、どうか暑さに負けないよう、お体にご留意下さい。

さて、第51号では『毎年大切な事務手続き』と『働き方改革』についてご案内します。何かご相談・ご質問等がございましたら、ぜひ当事務所へお問い合わせ下さい。

## 毎年大切な3つの手続きをお忘れなく！



手続き	内容
①労働保険 年度更新	労働保険（労災保険・雇用保険）の前年度分の確定保険料、今年度の概算保険料の計算をして、納付する手続きです。
②社会保険 算定基礎届	その年の4月・5月・6月に、被保険者へ支払った給与額を届け出て、社会保険料の計算に用いる等級（標準報酬月額）を決める手続きです。
③源泉所得税 納付	従業員10人未満の納期の特例の適用を受けている会社が、半年分の所得税を納付する手続きです。

特に①と③は、7月10日（火）が納付期限となっています。

## 社会保険料ってどう決まる??

### 入社時

社会保険料は、給与見込額を等級（標準報酬月額）に当てはめて、決まります。

したがって、毎月支払う給与の額が変わっても、保険料は変わりません。

保険料は翌月支払分の給与から従業員負担分を引いて、会社負担分と合わせて納めます。



### 毎年7月

決められている等級の金額と実際に受けている給与が大きくかけ離れないように、毎年7月に従業員の給与額を届け出ることになっています（上記②の算定基礎届）。

ここで決められた等級は、その年の9月～翌年8月分の保険料の計算に用います。

### 給与変動時

昇給や降給など給与額に変動があったときは、等級の変更を行います（月額変更届）。

等級の変更は、給与が変動した月から5ヶ月目の支払給与から適用されます。

給与支払月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	……	8月	9月
算定基礎届	← 給与届出期間 →					決定	10月～9月支払給与から保険料を支払う						
月額変更届						昇給	← 給与届出期間 →		改定	1月～9月支払給与から保険料を支払う			

# 働き方改革！皆さんの会社はどうですか？

最近、連日のように『働き方改革』や『同一労働・同一賃金』という言葉が報道されています。6月1日にはこれらに関係した最高裁の判決が出て、翌日の新聞の一面に大きく掲載されました。今回は、この『働き方改革』や『同一労働・同一賃金』について特集します。



## 『働き方改革』『同一労働・同一賃金』って？

### 『働き方改革』

少子高齢化の影響や育児・介護などの理由で、働ける人が減っている現状から、高齢者や専業主婦など誰もが自由に働き方を選べる社会に変えて、労働力不足の解消を行うこと。

### 『同一労働・同一賃金』

仕事内容や役割が同じであれば、非正規社員（パートタイマーなど）だからというだけで、給与の金額を低くする、各種手当の支給をしないなど、不合理な差別をしてはいけないこと。働き方改革の取組みの目玉の一つとされている。



## 『働き方改革』が行われると、世の中はなるの？

今、政府はこの『働き方改革』実現に向けて、法改正などの取組みを積極的にしています。この取組みが日本中で広がれば、従業員の意識が下記のように変わる可能性があります。

内容	今までの従業員意識	これからの従業員意識
勉強会、研修会、顧客と会食	残業と考えない	残業と考える
サービス残業	ある程度は仕方がない	働いた分は全て請求したい
自分の時間	時には犠牲になっても仕方がない	残業はしないで大切にしたい
仕事の範囲と責任	曖昧でも仕方がない	明確でない気持ちが悪い
仕事の成果が上がった場合の給与	いずれ上がるなら今すぐでなくても良い	今すぐ上がらないなら退職も辞さない



## 従業員の意識が変わったら、会社はどうすれば良いの？

先日、大きく報道された最高裁の判決は、皆勤手当や時間外手当が正社員のみに支給され、契約社員や定年後再雇用した社員には支給しないことが『差別』だと争われました。

こういったニュースが広がると、同じような争いが増える可能性もあります。未払い給与の請求で、思いがけない出費となれば、会社の存続に影響を及ぼします。



このような争いを予防するには、まずは会社（経営者）の意識も変えることが必要です。そして、就業規則や給与規程など制度を見直し、制度の説明を従業員それぞれにすることが求められます。何かご相談がございましたら、ぜひ当事務所へお問い合わせ下さい。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください！



社会保険労務士  
行政書士

山本事務所  
（経営サポートセンター）

千葉県柏市北柏3-5-5

メゾン・ラ・ポーム I 101 TEL04-7160-3235

URL: <http://www.office-yama.jp>

MAIL: [info@office-yama.jp](mailto:info@office-yama.jp)

